

厚生労働省(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
99	地方に対する規制緩和	医療・福祉	「子ども・子育て支援交付金」の運用の改善	本交付金のうち、地域子育て支援拠点事業について、対象となるための要件(開設時間・日数)が地域のニーズや実態に応じたものとなっておらず、交付金の活用が困難となっているため、事業内容について地域性を考慮するなどして、柔軟な運用を行うこと。	地域子育て支援拠点事業では、開設時間や日数の制限(週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること)があるが、子どもの数が少ない地域では、事業そのものを要望している利用者がいるにも関わらず、事業実施を見送る市町村があり、地域の子育て支援機能を充実させるに当たり支援となっている。 ※現状、秋田県では、開設はしているが、補助要件である専任者を配置することができないなど、国の補助要件を満たせず交付金申請を見送っている拠点が1か所ある。なお、国の交付金の要件に満たない事業に別しては、「週2日以上、かつ1日3時間以上開設すること」を要件に県単独で補助事業を実施しているが、3年間の時間的な補助制度のため、現在の補助要件では、今後の安定した事業運営と新たな拠点開設が困難になる可能性がある。	本交付金を活用できなかった拠点事業が本交付金の対象となることで継続的かつ安定的に運営できるとともに、新たな拠点の整備も進むことが期待され、地域の子育て支援機能の充実を図ることができる。また、子育てしやすい環境の整備や社会全体で子育ての安心感を支えていく仕組みづくりなどの実現により、人口減の抑制を図ることができる。	子ども・子育て支援交付金交付要綱、地域子育て支援拠点事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	秋田県、男鹿市、湯沢市、仙北市、小坂町、小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村		横浜市、山梨市、宮崎市、沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援拠点事業の基準が緩和されることで、地域の実情や利用者ニーズに沿った多種多様な柔軟な事業展開が期待でき、子育て支援事業の充実につながると思われる。</li> <li>○私立幼稚園で実施している事業においては、専任従事者の配置を求めず、週3日以上1日2時間以上の実施としているため、市単独の補助事業として実施しています。そのため、実施要件の緩和により「子ども・子育て支援交付金」の対象となれば、既存園の実施内容の充実や、新規実施園の拡大が見込まれます。</li> </ul>



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
280	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童養護施設における家庭支援専門相談員の充実に係る要件の見直し	定員30人未満の児童養護施設に家庭支援専門相談員を2人配置した場合には、2人分の保護単位の支給されるようにされた。	本県の児童養護施設は、自施設の入所児童の支援のみならず、住民に身近な施設(県内の児童相談所が3か所であるのに対し、児童養護施設は10か所)として、児童虐待等に関する家庭支援において重要な役割が期待される。現在、児童虐待の8割から9割は施設に入所せず家庭で生活しており、在宅児童への支援が必要とされている。しかし、定数1人の家庭支援専門相談員だけでは、入所児童に加えて、地域の児童の種々の特性やその家庭環境に応じたきめ細やかな支援が十分に行えない状況にある。	加算要件の緩和により、定数1人を超える家庭支援専門相談員の配置が促進されることにより、入所児童及び地域の児童の種々の特性やその家庭環境に応じたきめ細やかな支援の充実に期待される。 施設所在地域において支援を必要とする児童やその家庭に対して、児童養護施設での豊富な経験や知識を有する家庭支援専門相談員による、児童虐待の予防、見守り等の再発防止等の家庭支援が可能となり、地域全体の福祉の向上につながる。	児童福祉法による児童入所施設措置費等	厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局、大分県)	石川県、山梨市、兵庫県	児童養護施設に入所児童がもつ一度家庭で暮らしているような家庭環境を醸成する家庭支援専門相談員を配置しづらいが、指置費制度上、定員30人未満の施設では人員からの人員費が対象とならない。現在、改正された児童福祉法では、児童養護施設には親子手続のために必要な措置とならなければならないことが特に位置づけられたこともあり、また、家庭支援専門相談員の役割は重要となっている。
307	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後健全育成事業における補助基準額の見直し	「子ども子育て支援交付金交付要綱」別紙「放課後児童健全育成事業」では、構成する児童の数などで補助基準額が定められており、児童数20人を項に大きな開きがある。 よって、児童数20人以上の場合の補助基準額を基準として、19人以下の小規模児童クラブに対する補助基準額について、構成児童数が1～19人の間に、実情に即した新たな補助区分を設けるなど、濃度が緩和されるよう交付要綱を見直すこと。(最も小規模な児童クラブについては、現在、国において議論中の「職員配置基準の見直し」とあわせ解決を図る。 補助基準額の積算根拠を明示すること。 参考 児童数18人の場合：2,797,000円 児童数20人の場合：3,906,000円 (19人の積算には、「小規模放課後児童クラブ支援事業交付金」559,000円を含む)	○国の配置基準では、児童数が20人未満の小規模児童クラブであっても、20人以上の児童クラブと同様に常勤2名の支援員を配置した運営体制が必須である。財政支援の格差から人員確保が困難である中、開所時間や開所日数に影響を及ぼさないよう、人員配置に多大な努力を要している。 ○人員確保や人員配置に費やしていた、多大な時間と労力を、児童へのきめ細やかな対応に充てることが可能となり、児童に対する支援の充実(質の確保)が図られる。	○放課後の子どもの居場所の確保は不可欠であり、その受け皿たる放課後児童クラブの安定的な運営体制の構築が可能となる。 ○人員確保や人員配置に費やしていた、多大な時間と労力を、児童へのきめ細やかな対応に充てることが可能となり、児童に対する支援の充実(質の確保)が図られる。	子ども子育て支援交付金交付要綱、別紙「放課後児童健全育成事業」	内閣府、厚生労働省	指定都市市長会	旭川市、花巻市、福島県、ひたち市、上野市、山形市、各支庁、田子市、八戸市、山口県、高知県、北九州市、茨城県、松浦市、沖崎町	○当市の各区域では、少子化が進んでおり、3歳児にはクラブ利用児童が定員(20名)を超えて安定的な運営に支障を及ぼしている。運営に必要となる費用は大半が人員費であり、児童数が19人以下では人員費が削減されるため、補助金では大きな格差が生じている。また、利用児童数が20に満たないことから充分な運営費が確保できず、未設置となっている施設は、補助金も確保できず、閉鎖に追い込まれる可能性がある。 ○放課後児童クラブには、20人未満の小規模児童クラブであっても、2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替)の配置が必要とされているため、交付金を含めて人員の確保が困難な児童クラブがある。補助基準額の見直しが行われれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代や人員確保が容易になる。 ○提案と同様の懸念があり、解消が必要と考える。 (定員20人以上のクラブ数:8クラブ/全47クラブ H30現在) (定員18名以下のクラブ数:8クラブ/全47クラブ H30現在) 旭川市では市の「放課後児童健全育成事業」の設置及び運営に関する基準に基づいて、国の配置基準と同様の職員配置を求めている。(提案と同様)。 また、運営費の交付基準額(原基準と同額)としている。(提案と同様)。 ○国の配置基準では、児童数が20人未満の小規模児童クラブであっても、20人以上の児童クラブと同様に常勤2名の支援員を配置した運営体制が必須である。財政支援の格差から人員確保が困難で、人員配置に多大な努力を要している。(15人～19人の児童クラブ数:3クラブ/全59クラブ H284現在) 現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下に落ちた場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたす。(20人～25人の児童クラブ数:18クラブ/全193クラブ H294現在) ○本市における民間運営の放課後児童クラブでも、児童数が20人未満の小規模児童クラブがあるが、提案中の事例と同様に、人員費については、他の児童クラブと同程度の支出を要するが、小規模児童クラブについては、運営に必要となる費用も削減されるため、安定的な運営体制を確保するために、財政的な支援が必要と考えられる。また、現在、40人を超える規模で運営している大規模児童クラブについては、クラブの閉鎖により継続的な維持が難しくなっているが、クラブの運営事業者からは、分割後に児童数の減少が生じた場合の助成金の減少を懸念する声も出ており、分割に向けたインセンティブが働きにくくなっていると考えられる。(10人～19人の児童クラブ数:11クラブ、4人以上の児童クラブ数:19クラブ/全170クラブ H04現在) ○本市においても、旧避難地域などでは放課後児童支援員の確保が難しい中、利用児童20名前後で必要な職員数を超えている児童クラブがある。また、児童クラブの運営費で賄われる放課後児童支援員の個人費は、運営費の補助基準額の範囲内で多額を占めていることから、今後の安定的な運営と必要な職員の確保という観点からも今後支障となりうるため、当該提案に賛同する。 ○子ども子育て支援交付金において定められている放課後児童健全育成事業の補助基準額は、利用児童数で規定されており、0円000円～30,000円の補助金の変動となる一方、利用児童数が19人以下のクラブと利用児童数が20以上のクラブにおいては、1,000,000円を超える補助金額の開きとなる。しかしながら、放課後児童支援員の配置人数は、利用児童数が19人以下のクラブにおいて同一敷地内での事業等がないことを条件に削減が可能な場合もある。利用児童数にかかわらず一定の条件を満たさなければならないため、利用児童数が19人以下のクラブは人員体制の整備が困難となる。また、利用児童数によって補助金額が異なるため、利用児童数が20人前後のクラブは、年度によって大幅に補助金額が変わる可能性もあり、支援員の雇用を含めた安定的な運営に資する。したがって、利用児童数が20人以上のクラブと利用児童数が19人以下のクラブで大幅な補助金額の開きが生じているような補助金の格差の解消が望ましいと考える。なお、本県の提案として20人以上の児童クラブは存在しており、とある年度に20人以上のクラブが年度内に19人以上に落ちたことは十分に起こり得ることである。 ○本市にある小規模児童クラブで、公設公営の放課後児童クラブ事業を実施するとともに、利用希望者の増やニーズの多様化に対応するため、届出に基づき民間事業者が設立運営する民間運営の放課後児童クラブの活用を行う。当市児童クラブについては、児童が20人未満の人数で運営し、経営状況が悪いとしても多く、小規模補助基準額が見直しされれば、安定的な運営に繋がると思われる。 ○O市を境に基準額が大きく変わることは、事業者にとって運営上のリスクを伴えることであり、見直しが必要と考える。 ○15人以上と20人を若干上回るものとは、運営上割合が変わりづらいが、補助基準額は大きく乖離しており、安定的な運営のためにも、20人未満の格差をなくしたい。 ○本市では、本府県事業にかかわる支援事例は承知しているが、利用人数の少ない山形市地域においても放課後の子どもの居場所の確保は必要不可欠である。また、児童が20人未満の児童クラブの安定的な運営体制や構築が可能となるよう、小規模児童クラブにおける補助基準額は見直しされるべきと考える。 ○運営地の児童クラブは入居児童数も少ないため、運営が軌道に乗るまでの補助が必要であり、継続した事業運営に財政支援が必要である。 ○本市の一部の児童養護施設については、児童数が20人未満の小規模クラブであるが、20人以上のクラブと同様に常勤2名の支援員を配置した運営体制がある。しかし、子ども子育て支援交付金交付要綱「別紙「放課後児童健全育成事業」」では、構成する児童の数などで補助基準額が定められており、児童数20人を項に大きな開きがある。補助基準額が異なるため、運営に資するところから、現在、市単独事業により、人員費分を確保するための財源確保を行っている状況である。現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下に落ちた場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたす可能性がある。 ○平均利用児童数が20人未満の児童クラブであっても、職員配置基準上、定時2名以上の支援員の確保が行われれば十分に財政的の支出は補助基準額以内で補助の率が高まっているため。 ○補助基準額の見直しにより、小規模の放課後児童クラブのより継続かつ安定的な運営が可能となる。	

別添2

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
318	日 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	介護報酬における中山間地域等における小規模事業所加算の加算については、対象が小規模事業所に限られているが、これを人口密度等の条件を附加し、小規模事業所以外にも適用できるよう、加算要件の見直しを求めるもの	中山間地域等における小規模事業所加算の加算については、対象が小規模事業所に限られているが、これを人口密度等の条件を附加し、小規模事業所以外にも適用できるよう、加算要件の見直しを求めるもの	中山間地域においては、小規模な居住地及び集落が広範囲にわたっており、長距離や高低差の大きい集落間の移居・冬季における除雪(独居高齢者の支間の雪かき等)など、負担がかかっているところである。この負担については事業所規模に比例して増しているものである。 中山間地域におけるサービス提供に関しては、中山間地域等に所在する小規模事業所がサービス提供を行う場合に加算があるほか、本来のサービス提供地域を超えて中山間地域等へサービス提供を行う場合にも加算が措置されているが、中山間地域等に所在する大規模事業所がサービスを提供する場合には加算が措置されておらず、上記の負担については事業所が負担しているのが現状である。 このように、大規模事業所に負担を強いている状態が続くことで、利用定員の減少・サービス提供範囲の見直しなど介護サービスの提供に支障をきたすこととなるため、中山間地域等においても、人口密度等をふまえた一定の場合に大規模事業所でも加算が適用できるよう見直しを求めるもの。	大規模事業所の負担について人口密度等を踏まえ一定の場合に軽減することで、持続的にサービス提供を行える基盤の確保ができ、ひいては安定したサービスの提供により住民が自らの望む場所で生活することが可能となる。 また、特に人材確保が困難な中山間地域において、職員の処遇改善・広報戦略を積極的にを行い、事業を継続することができ、中山間地域に人を呼び込む一助となる。	指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	厚生労働省	江府町		田原市、出雲市	○過疎地・中山間地等人口が密集していない地域は移動距離(時間)が長く、サービス事業者の経営は大変困難になっているため、過疎地・中山間地の介護サービス事業者の状況を勘案した介護報酬に必要がある。